

## 結婚相手紹介サービス 契約書面で内容確認を

「そろそろ結婚したい」と考える男女がパートナーを選ぶ手段として、結婚相手紹介サービスの利用があります。しかしその形式はさまざまで、どのようなサービスを選べばよいのか迷うこともしばしば。また、昨今は結婚する本人ではなく、その親が子どもの婚活のために契約させるケースも見受けられます。サービスの利用者が増える中、契約の際のトラブルも増加しています。

▼息子のために30万円を支払って結婚相手紹介サービスに入会させた。しかし、息子がリクエストした相手は「既に相手が決まった」「やめた方がいい」などと言われ、なかなか見合いに至らない。途中で退会して未利用期間の返金を求めたが断られた。納得いかない。(70代 女性)

▼入会金、年会費合わせて12万円の結婚相手紹介サービスに入会した。見合いのたびに1万円を支払うシステムだった。しかし、希望条件を満たす相手ではなく、紹介所に何度も抗議をしたが聞き入れてもらえなかった。(40代 男性)

▼結婚相手紹介サービスで勧められた外国人の若い女性と無料動画通話で簡単な会話を交わしただけで婚約に至った。紹介所からは、1カ月後に花嫁の住む国で結婚式を挙げ、花嫁を連れて帰る段取りの説明があった。渡航費やその他費用で130万円を支払った。ネットでは、このような結婚が偽装結婚や永住権が取れず即離婚になるなどの書き込みがあり、不安を感じるようになった。今から解約できるか。(50代 男性)

結婚相手紹介サービスは、事前にイメージに沿う内容か否かの判断が難しく、トラブルになりがちです。業者からサービス内容や料金について納得できるまで説明を受け、契約の際にはその内容が契約書面に記載されているか確認しましょう。解約時の規定についての確認も忘れずに。

また、サービス期間が2カ月を超え、かつ契約金が5万円を超えるものに関しては、特定商取引法の規制を受けます。勧誘方法や取引形態、契約場所などに条件はないため、自ら出向いて行った店舗での契約もクーリングオフや中途解約の対象となります。トラブルが生じた際はなるべく早く消費生活センターなどの窓口にご相談しましょう。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。

(開設時間：平日8:30～17:00)

土曜日は電話相談(9:00～17:00)のみ受付

消費者ホットライン 188(いやや)

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

※ 0570-064-370も引き続きお使いいただけます。